

歩道の高さ

- ・ 歩道等の車道に対する高さは、2 cm を標準とする。
- ・ 歩道の高さは、乗合自動車停留所及び車両乗入部の設置の状況等を考慮して定めるものとする。
- ・ 乗合自動車停留所の車道に対する歩道の高さは、15cm を標準とする。

道路移動等円滑化基準

(高さ)

第八条 歩道等（縁石を除く。）の車道等に対する高さは、五センチメートルを標準とするものとする。ただし、横断歩道に接続する歩道等の部分にあっては、この限りでない。

2 前項の高さは、乗合自動車停留所及び車両乗入れ部の設置の状況等を考慮して定めるものとする。

(高さ)

第十七条 乗合自動車停留所を設ける歩道等の部分の車道等に対する高さは、十五センチメートルを標準とするものとする。

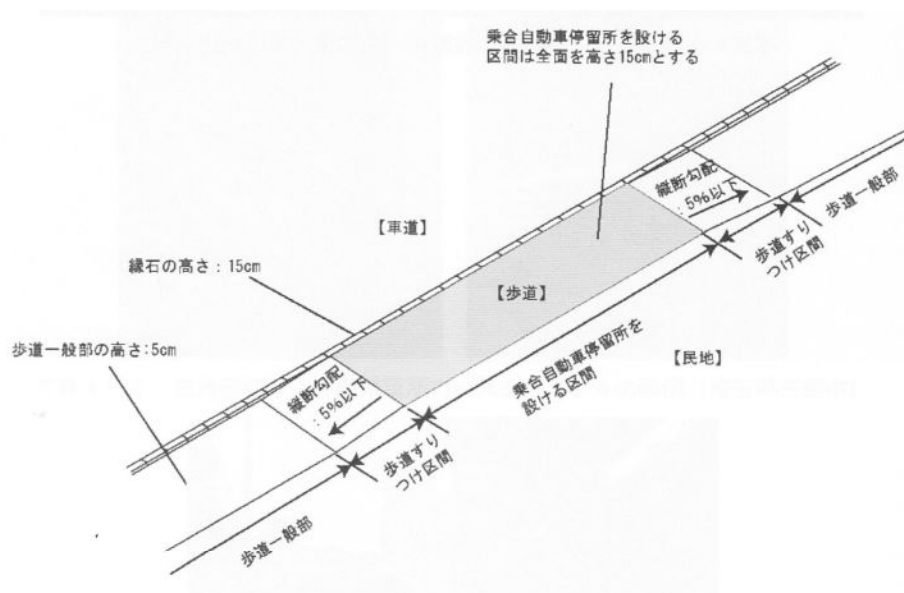


図 自動車停留所の歩道の構造の例

横断歩道等に接続する歩道部分等の部分

- ・ 横断歩道に接続する歩道等の縁端の段差は、縁石を用いる場合は1 cm を標準とする。
- ・ 歩道等の縁端部分は、1 . 5 m 程度の平たん部分を設けるものとする。

道路移動等円滑化基準

(横断歩道に接続する歩道等の部分)

第九条 横断歩道に接続する歩道等の部分の縁端は、車道等の部分より高くするものとし、その段差は二センチメートルを標準とするものとする。

2 前項の段差に接続する歩道等の部分は、車いすを使用している者（以下「車いす使用者」という。）が円滑に転回できる構造とするものとする。

視覚障害者の安全かつ円滑な交通を確保するために、歩車道境界を明確に示す必要がある。車いす使用者が困難なく通行でき、かつ視覚障害者が歩車道境界部を白杖や足により容易に認知できるよう、1 cm の段差を設けることを標準とする。

横断歩道に接続する歩車道境界部分には、下記のような縁石を用いる場合が多い。縁石を用いる場合は、道路の移動等円滑化整備ガイドラインに比較的望ましいといえる構造の一例のとおり、縁端高さを1 cm とする。

ただし、点字ブロックの設置により、車道と歩道の境界を明確に示すことができる場合には、0 cm の接続も検討する。



図 比較的望ましいといえる構造の一例

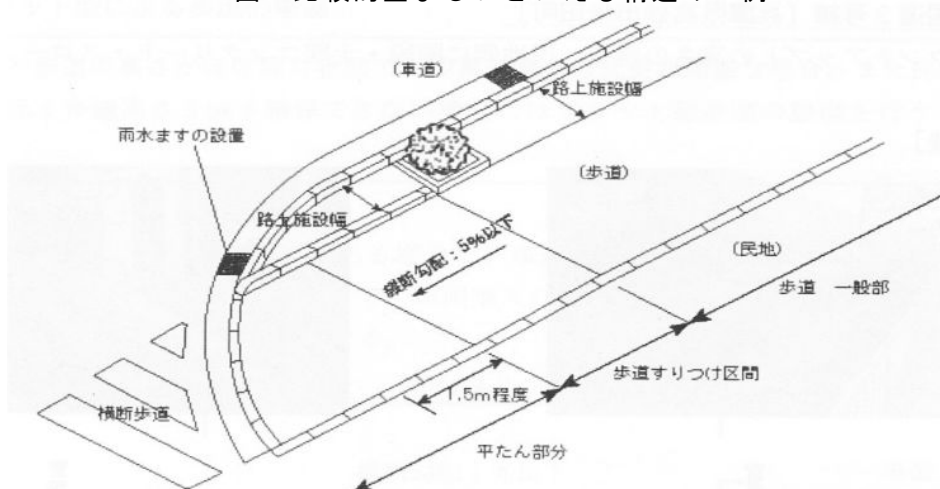


図 2-22 セミフラット型（すりつけ区間が必要な場合）の横断歩道接続部における構造イメージ

図 横断歩道部のすりつけのイメージ

歩道等の型式

- ・ 歩道等は、車道に対して 5 cm 程度高いセミフラット型式を基本とする。
- ・ 現状がマウントアップ型式の歩道においては、隣接する民地とのすりつけ等により、セミフラット型式に変更することが困難な場合が多い。このような場合においては、移動円滑化基準の経過措置に基づき、暫定的にマウントアップ型式のままとするが、できる範囲内でバリアフリー整備を行う。

道路移動等円滑化基準

(歩道等と車道等の分離)

第七条 歩道等には、車道若しくは車道に接続する路肩がある場合の当該路肩（以下「車道等」という。）又は自転車道に接続して縁石線を設けるものとする。

2 歩道等（車両乗入れ部及び横断歩道に接続する部分を除く。）に設ける縁石の車道等に対する高さは十五センチメートル以上とし、当該歩道等の構造及び交通の状況並びに沿道の土地利用の状況等を考慮して定めるものとする。

3 歩行者の安全かつ円滑な通行を確保するため必要がある場合においては、歩道等と車道等の間に植樹帯を設け、又は歩道等の車道等側に並木若しくはさくを設けるものとする。

(高さ)

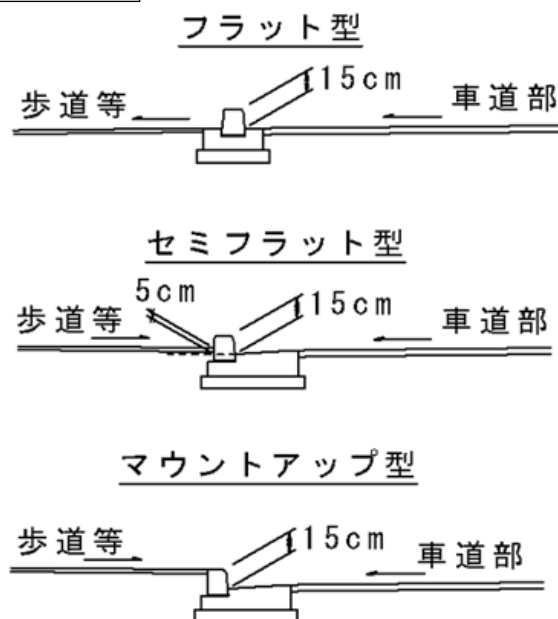
第八条 歩道等（縁石を除く。）の車道等に対する高さは、五センチメートルを標準とするものとする。ただし、横断歩道に接続する歩道等の部分にあっては、この限りでない。

2 前項の高さは、乗合自動車停留所及び車両乗入れ部の設置の状況等を考慮して定めるものとする。

(附則)

5 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ないため、第八条の規定による基準をそのまま適用することが適当でないと思われるときは、当分の間、この規定による基準によらないことができる。

歩道構造の形式



車道乗入部

- 歩道乗入部の横断こう配 1 % 以下（やむを得ない場合は 2 % 以下）の部分の幅員は、2 m 以上とする。

道路移動等円滑化基準

（車両乗入れ部）

第十条 第四条の規定にかかわらず、車両乗入れ部のうち第六条第二項の規定による基準を満たす部分の有効幅員は、二メートル以上とするものとする。

歩道面と車道面との高低差が 15cm 以下の場合は、必要有効幅員として民地側に 2 m 以上の平たん部（横断こう配 1 % 以下）を確保し、すりつけ部の長さ（縁石を含むすりつけ部の横断方向の長さ）は、歩道の高さが 15cm の場合は、道路の横断方向に 75cm とすることを標準とする。歩者道境界の縁石には、特殊縁石を用いる。

歩道の高さが 15cm 未満の場合には、すりつけ部の横断こう配（すりつけ部のうち縁石を除いた部分の横断こう配）を、前述の標準の場合と同じとし、すりつけ部の長さを縮小することが可能である。

また、歩者道境界の段差は 2 cm を標準とする。

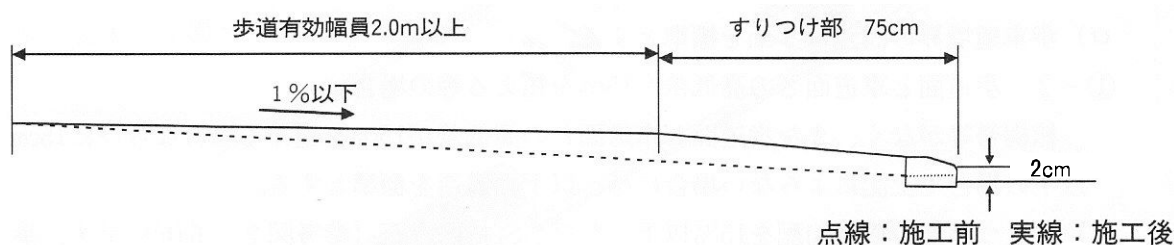


図 車両乗入部の構造

歩道面と車道面との高低差が 15cm を超える等の場合や植樹帯等の幅員を活用してすりつけを行う構造等については、「歩道の一般的構造に関する基準（都街発第 60 号、道企発第 102 号 平成 17 年 2 月 3 日都市・地域整備局長・道路局長通達）」を参照し、整備するものとする。

視覚障害者誘導用ブロック

- ・ 視覚障害者誘導用ブロックの色は、視覚障害者が識別しやすい色である黄色を原則とする。

道路移動等円滑化基準

(視覚障害者誘導用ブロック)

第三十四条 歩道等、立体横断施設の通路、乗合自動車停留所、路面電車停留場の乗降場及び自動車駐車場の通路には、視覚障害者の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、視覚障害者誘導用ブロックを敷設するものとする。

2 視覚障害者誘導用ブロックの色は、黄色その他の周囲の路面との輝度比が大きいこと等により当該ブロック部分を容易に識別できる色とするものとする。

3 視覚障害者誘導用ブロックには、視覚障害者の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、音声により視覚障害者を案内する設備を設けるものとする。

照明施設

- ・ 夜間の安全な歩行空間を確保するため、必要に応じ、街路灯等を設置する。

道路移動等円滑化基準

(照明施設)

第三十六条 歩道等及び立体横断施設には、照明施設を連続して設けるものとする。ただし、夜間における当該歩道等及び立体横断施設の路面の照度が十分に確保される場合においては、この限りでない。

2 乗合自動車停留所、路面電車停留場及び自動車駐車場には、高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、照明施設を設けるものとする。ただし、夜間における当該乗合自動車停留所、路面電車停留場及び自動車駐車場の路面の照度が十分に確保される場合においては、この限りでない。

表 歩行者に対する道路照明基準

夜間の交通量	地域	照度 (lx)	
		水平面照度	鉛直面照度
交通量の多い道路	住宅地域	5	1
	商業地域	20	4
交通量の少ない道路	住宅地域	3	0.5
	商業地域	10	2

JIS Z9111 道路照明基準

- ・ 水平面照度は路面上の平均照度
- ・ 鉛直面照度は、歩道の中心線状で路面上から 1.5 m の高さの道路軸に対して直角な鉛直面上の最小照度